

官
故

敷田年治編輯

全

部類冊
神典
架
4

53 1

73
6209



7.3
6209

敷田年治編輯

官故

明治十二年七月廿日御届
同 九月出版

五



去
五味均平蔵



官故

名^ナの^ノ為^メ東^{アツマ}乃^ハ喜^{ユキ}ハ^リリ^{ヒト}ノ^{ハナ}人^{ハナ}也^{ナリ}
 此^ス河^カ田^タ川^カ原^ハは^キ岩^イの^ノ喜^{ユキ}極^キみ^ル海^{ウミ}々^{ナリ}
 水^ミ底^ソ々^カ影^カ多^カひ^ク夕^{ユフ}言^クも^ラ中^ナ舟^{フネ}は^シ
 な^キ月^{ツキ}は^サ持^チき^テお^ソく^ス久^クま^ヨお^ノれ^ル病^{ヤメヒ}
 子^コ脚^{タラシ}は^ナ長^{ナガ}き^ヒは^ム赤^{アカ}い^クま^シを^シは^シ
 る^ラも^オ折^シる^テは^ナ無^ム常^{ジョウ}連^{レン}の^シ流^{リウ}水^{スイ}々^{ナリ}

官故序

讀みまきりこまのよきとつくめら
 地書より紙たる人年りりるは
 ありしをこそふつけはるる
 と云年の十まり二年の日月かく
 云の難波大社生む總の大神よまは
 中意正源を成ありゆのみまは
 松の原より志る人



官故

敷田年治著

天下小國をりも多けれど、何きの國々、神の造りたむざ
 るハ、あり程りるを、皇國ハ、母其傳、いちどろく、殊ニ
 天地を、作成し、終ひし、萬國の祖神、よ坐ませる、天之御
 中主神、より、遠長き神代を経て、今の現、顯津御神と、
 天下、あろしめ、天皇を、申奉るも、更へ、天地の極、大
 海原、ふ海人の、撈繩、うちを、つたる、あして、天津日嗣を
 繼のよ、終りく、傳、まを、む理、ハ、既神代、ふ定、おきて、さ

世終ひ萬の事ハは—おま、神祇を崇敬まゝを、政躰の
基本とし、百寮百司と官舎を多くれど、上代より神祇
官を、最一と立させ終つり、職原抄の初篇ふも、以當官
置諸官之上、是神國之風儀重、天神地祇故也、と北畠准
后の記—おろ—めたる實ふ然る事、此官ハ何の程
より、作初終ひ々む、世降て持統の御世ふ至り、神祇官
てふ事見初め、其より百七八十年をうり前、繼體の御
世ふ、神祇伯てふ事も見区—と—、是其事どもの始、ふ
ハあ—で序あ—て、史ふ洩たる、按、此官の起原

ハ、既く神代ハ始まり、其を神代紀ふ、天児屋命、主神事
之宗源者也、故俾以大占之卜事而奉仕焉、高皇產靈尊
因勅曰、吾則起樹天津神籬、及天津磐境、而當爲吾孫奉
齋矣、汝天兒屋命、太玉命、宜持天津神籬、降於葦原中國、
亦爲吾孫奉齋焉、とあり、神籬也、即神祠也、後、是を
神祇官と云り、其を古語拾遺ふ、爰仰從皇天二祖之詔、
建樹神籬、所謂高皇產靈神、神皇產靈魂、留產靈云々と
齋院ふ祭まゝ、八柱の大神を並記せり、ふて神籬ハ、神
祇官の古名あり、事を知らず、持天津神籬とあり、

○官故

○二

其事を奉持て降し、詔給ふ意あり、此神籬を崇神紀及古語拾遺に比莽呂岐と注せり、即檜室城の義ありて、宮殿を上代より、檜材を用ふる制あり、一構の内へ、檜木以て、屋作爲と云、意あり、磐境ハ、石以て築廻らすを云、和名抄に、此神祇官を加美豆加佐と注せり、ハ、字義よりたる訓ありて、此を神籬と書り、ハ、上代神事ハ、潔所ハ、榮樹を立めぐらし、其内へ神靈を招奉り、也、神籬ハ、字を當給つり、是を神代紀に、齋庭と稱し、神武紀ハ、靈時と記せり、何れも同物ありて、神殿の代あり

ハ、屋代と云、ハ、社字より、善美を盡たさ上、おも、云、ろ、ろとハ、ち、ちり、式、かく、神祇官を、神代より、聞色初め、此官より、数度の神事を行、し、め、給ふ、おも、新嘗祭を以て、重祭とす、是亦神代ハ、始まり、神代紀ハ、天照大神當新嘗時云々、織神衣居齋服殿と見えたり、抑新嘗と云、其年の新穀を以て、神酒を醸し、御飯ハ、炊き、此外魚類菜類、種々の神饌を調供する、四時祭式ハ、見たり、齋服とハ、神服あり、上代ハ、新ハ、機殿を作り、其殿ハ、忌籠り、織ら、し、免、給ふ、其式大嘗祭ハ、存り、中昔

まづ三河國ミカふ令て、神服を織らしめ給ふ事、其を式と
織カハトリ神服者、九月上旬、神祇官差神服カハトリ社、神主一人、給驛鈴
一口、遣參河國、召集神戶、卜定織神服長二人、織女六人
工手二人、と何ら如し、若らふ天照大御神、高天原
小神籬ヒモロキを立、新嘗ニヒヒの神事を、修給ふし、何きの神を
祭給ふらむ、畏も試ふ推量奉らふ、國初の神とちを、
祭らしたまひらむ、神祇官ミコトノミヤも、八神殿ヤシロノミヤ別ワカふ十五座
の神を加、常トコ小官中ミコノナカ安置奉り、其餘此祭、又預給ふ、二
百八十一座を何もせ、三百四座の神を祭給つり、今も

各國各村ミヤノクニふ、九月十月大小の神社ミヤふ、神事の行を給ふ
も、即其社の新嘗祭ニヒヒふて、此祭を、朝廷ミコトノミヤも重と給ふ、
祭日を致齋ニヒヒとし、前後を散齋ニヒヒとす、天子ミコトも、づり、潔
齋給ひ、佛菩薩ミコトあど云、急キウ不淨キナクをのをも、口クチふ云、どふ
穢ケガレきとある。也、忌詞イミコトバを作り、いと傳叶ツトヘをどる時ハ、其
異名を唱ふ。又、延喜式ニヒヒ見、色イロは、古コを家別イヘノカふ新嘗
の祭、何りて、齋戒を嚴シカふせし、又、万葉の東歌ミヤコふ記せり、
扱ツキす、年々六月十二月毎ツキふ、行ユキを給ふ、月次祭ツキナヒも、神祇
官ミコトノミヤふおひて、三百四座ミヤ神を祭り、祭事毎ツキふ、諸社ミヤふ幣帛

を奉らしめ給ふ、主上ふも、月次新嘗等の重き神事ふ
ハ、神嘉殿ミツカ小行幸ありて、御親神事を修給ふ、若故障有
きバ、親王公卿を神祇官ミツカ小遣して、祭事を行しめ給
ふも亦例あり、此月次ツキナミの神事ミツカ、神今食イマケの祭奠あり、神
今食イマケとハ、獻供を調へ、神を饗奉る義あり、ハ、神饗と云
るを、饗字誤り、郷食の二字ミツカ小作り、是を神今食イマケとも、神
今食イマケと母よゑるハ、古を尋ざる妄讀あり、又神嘉殿を
ハ、一名を中院とも稱し、六條北、烏丸西に在り、拾苴抄
小見延たるを、大内裏考證ミツカ、神祇官の別名ありと、記

せらるる失考あり、三代實錄貞觀三年十一月條ミツカ、新嘗
會也、帝不御神嘉殿、親王公卿向神祇官奉祭、文德實錄
齊衡九年六月條ミツカ、於神祇官修月次祭、於神嘉殿修神
今食祭、三代實錄元慶四年六月條ミツカ、月次神今食祭、天
皇不御神嘉殿、所司於神祇官行事、あど見らば、如此
毎祭神祇官ミツカ小おひり、行はしめ給ふ、其祭式の嚴あり
少ハ、西宮記北山抄江次第等ミツカ小詳あり、凡我國躰を、神
祇を敬拜するを以て、常とて給ふ也、若災變聞ゆ
多阿礼也、神祇官ミツカ小令龜卜を以て神慮を問しめ給ふ、

二季の大祓ハ上代の法律ありを、神事を以て和修ナラフ、
是故小欽明紀ノ、天皇命神祇伯ノ、敬受策神祇ヲと記し、同
紀ノ物部大連尾輿中臣連鎌子、同奏曰、我國家之王ニ天
下恒ニ以天地社稷トシテ百八十神、春夏秋冬祭拜ス爲事ト何レ、
事トハ政事ニ於て、政字をマツリゴトトと訓スるも、祭事ト
一致スる也、職原抄神祇官下ニ、天兒屋根命孫、天
種子命、專主祭祀事、是乃執朝政之儀也、類聚國史弘仁
七年七月、敕風雨不時田園被害、此則國宰不恭祭祀之
所致也、今聞、今茲青苗滋茂、宜敬神道、大致豐稔、庶俾嘉

穀盈畝、黎元殷富、宜仰畿内七道、其官長清慎齋戒、奉幣
名神、禱止風雨、莫致漏失、續紀寶龜七年四月條ニ、勅祭
祀神祇國之大典、若不誠敬、何以致福、如聞諸社不修、人
畜損穢、春秋之祀亦多怠慢、因茲嘉祥弗降、災異荐臻、言
念於斯情、深慙惕、宜仰諸國、莫令更然、日本後紀弘仁二
年二月條ニ、勅、據令條、凡祭祀者、所司預申、官官散齋、日
平旦、頒告諸司、夫散齋之内、不得弔喪問疾、食宗、不判刑
殺、不決罰罪人、不作音樂、不預穢惡之事、今至散齋之日、
乃頒告諸司、則諸司惰事、或犯禁忌、宜改令條、自今以後

散齋前一日領告諸司とあり、是ハ嵯峨天皇の勅也、
敬神の勸慮ハ法令ハ卓^{コト}あせり、續後紀兼和七年四月
條ハ勅敬神如在視民如子、國宰能事古今通規、是以屢
施條章、觀彼治道而吏乖公平、民苦疾疫、年穀不登、飢饉
荐臻、論之政迹、理合懲肅、事天之則、懈人之情也、且更下
知五畿内七道諸國、改既往之怠、成方來之勤、巡行所部
修造神社、祢宜祝等若有意者、解却決罰、一依前格、年中
修造之數別録言上、若三年之内遣使覆檢、猶有破壞者、
國司郡司科違勅罪^ト何^ク、是ハ仁明天皇の嚴勅也、

神事を勤て治道を求^ム、ハ萬代の鑑とすべし、孝徳
紀ハ大臣蘇我石川麿奏曰、先以祭鎮神祇、然後應議政
事云々、三代實錄貞觀六年七月條ハ、領下五畿并伊賀
伊勢志摩遠江相摸上總等國、云鎮護國家、消伏災害、尤
是敬神祇、欽祭禮之所致也、是以格制頻下、警告懇懇、今
諸國牧宰不慎制旨、專任神主祢宜祝等、令神社破損、祭
禮踈慢、神明由是發崇、國家以此招災云々、是ハ清和天
皇の嚴制也、禁秘御抄ハ、凡禁中作法、先神事後他事、且
暮敬神之勸慮無懈怠、白地^{アチチ}以神宮并内侍所方、不爲御

久^ク菟^ミ命^{ミコト}之後也と記し、舊事記云、神皇產靈尊の御子と
も傳、二神ハ父母神ニ坐^マさば、いづまも亦^ナ妨^{サマ}さし、次
ニ足^タ産^ハ日^ヒ神^{カミ}も未^ミ考^カず、大^{オホ}宮^{ミヤ}賣^メハ、古^コ語^ゴ拾^シ遺^イふ、今^{イマ}大^{オホ}宮^{ミヤ}賣^メ
神^{カミ}侍^{マシ}於^オ御^ミ前^{マヘ}と云^{イハ}ふ。注^ツふ、是^{コト}太^{オホ}玉^{タマ}命^{ミコト}、久^ク志^シ備^ビ所^{トコロ}生^ナ、如^ニ今^{イマ}世^ヨ
内^{ウチ}侍^{マシ}善^ニ言^ハ美^ミ詞^{コトバ}和^ニ君^{ミコ}臣^{ミコト}間^マ、令^シ宸^ニ襟^マ悅^ニ懌^ニ也^{ナリ}とあるは、細^{ホソ}女^メ
命^{ミコト}を申^{マシ}せ。ふや、扱^ア事^{コト}代^{トコロ}主^{ナシ}神^{カミ}以上^{イサ}を、八^{ヤチ}神^{カミ}殿^ノと稱^{イハ}し、天^{アメ}
皇^ノの玉^{オホ}體^{ミマ}を守^{マシ}坐^マ大神^{オホカミ}等^トふて、神^{カミ}代^{トコロ}より祭^{マシ}來^キりしと見^ミ
也、次^{ツギ}ニ生^ナ井^イ神^{カミ}以下^{イサ}三^{サン}柱^{ハシ}ハ、地^チ名^ナ不^フ據^{コト}たり、御^ミ名^ナありむ
とハ、聞^クゆものあり、其^{ソノ}地^チ詳^{サシ}き、波^{ナミ}比^ヒ祇^シ神^{カミ}と、阿^ア須^ス

波^{ナミ}神^{カミ}ハ、大年^{オホトシ}神^{カミ}の御^ミ子^コニ坐^マせり、古^コ事^{コト}記^キニ見^ミ色^{シキ}と
稱^{イハ}ふ、是^{コト}と御^ミ名^ナの義^{イミ}ハ考^カふ、或^ナ云^{イハ}ふ、件^{ケン}の五^{イチ}柱^{ハシ}ハ、孝^{コウ}德^{トク}
天皇^{ニギハヤヒ}津^ツ國^{クニ}ニ都^{ミヤコ}敷^シ坐^マし、時^{トキ}越^エ前^ノ國^{クニ}より迎^{ムカ}奉^{ムカ}れる神^{カミ}と
云^{イハ}ふ、越^エ前^ノ國^{クニ}ハ、此^{コノ}天^{ニギハヤヒ}皇^ノ御^ミ由^ユ縁^ケなり、式^{シキ}ニ同^{ナニ}國^{クニ}足^タ羽^ハ郡^ノ
足^タ羽^ハ神^{カミ}社^{ヤシロ}、又^{マタ}和^ニ名^ナ抄^{シヨウ}ニ今^{イマ}立^タ郡^ノ坂^{サカ}井^イ郷^ノありて、佐^サ加^カ井^イと
注^ツし、且^ナ足^タ羽^ハ郡^ノ福^{フク}井^イと云^{イハ}ふ、地^チ名^ナあり、古^コサ^サカ^カ井^イと呼^{コト}
ぶむも知^チべし、又^{マタ}足^タ羽^ハ郡^ノ隣^{ナリ}り坂^{サカ}井^イ郡^ノありて、和^ニ
名^ナ抄^{シヨウ}ニ佐^サ加^カ乃^ノ井^イと注^ツせれど、古^コサ^サカ^カ井^イと云^{イハ}ふむも、是^{コト}
亦^ナ知^チべし、祝^{イハヒ}詞^{コトバ}式^{シキ}ニ生^ナ井^イ榮^エ井^イ津^ツ長^{チヤウ}井^イとあり、姑^{ニヤ}

坂井ふちひて福井とよむべし、志らるゝ外三神も、
因處の地名を志らす、津國ふも聞ざらん、以上五神ハ
難波の座摩（キカズリ）ふ坐一を、後ふ官ふも招祭（キキ）まゝふ志持、古
語拾遺ふ、此神とちの御事を申せり、處ふ、大宮地之靈（オホミヤノミタマ）
と注せり、大官所の守護を祈終ふためふ、座摩より遷
鎮奉り、御門の二神ハ、古語拾遺ふ、太玉命子と傳、
生嶋神足嶋神ハ、攝津國東生郡の地名ふ、因たる御名
ふ、式ふ難波坐、生國魂神二座と何をも、一本ふ、生國
咲國魂神社ふ作り、土人をも生魂（イクラク）と畧稱せり、此を祝詞

式ふも、生嶋能御巫（イクラクノミカド）と申し、續紀天平九年、條ふ、詔云々
給大宮主、御巫、坐摩御巫、生嶋御巫、及諸神、祝部等、爵類
聚國史、天長七年二月、攝津國米五百斛、充開、生島、教旨
田料、あど何をも思ふふ、生嶋（イクラク）を根（ネ）として、足嶋と
も、生國咲國とも、地名を文ふ呼殖し、其神を稱、申し、
社何（ヤ）も、古語拾遺ふ、此神等を申せり、處ふ、大八洲（オホヤシマ）
之靈（ミタマ）と注せり、ハ、大八洲國の守護を、祈終ふためふ、鎮
祭（マツル）まゝ、上ふ云、例あり、扱上の八神も、官の齋院ふ
坐（マツル）は、御門神も、御門ふ坐（マツル）せるを、座摩生嶋の御巫等

が、祭まゝ神たちハ、齋院ニ併祭まゝりと察たり、其ハ三代實録、貞觀元年正月條ニ、神祇官無位生井、神奉授從四位上とあり、此神以下九柱とも、一時ニ神階を進奉まゝ、何まゝも神祇官云々とあるを見るべし、此神祇官ハ、伯以下の官人多く、れど、祭祀をまゝめ、神祇ニ關り、子を掌り、神躰ニ近奉り、御巫の職あり也、是ハ、御巫、祭神、或ハ座摩巫、祭神まゝと記せり、凡上代より、諸社ニ御巫を附おろし、ハ、皆此例あり、然を座摩生嶋等の御巫等が、神祇官ニ坐ませり、神等ニ仕奉りハ

兼たろり、まゝ神祇官ニハ、別ニ附おけるを、未遷奉らざり、時坐々、地、名を、其儘呼傳り、委ハ、知りて、けれど、猶別ニ置給ひ、去持あり、まゝ、此官ニおいて、上代より、祭、不預給へる神を、八十神あり、と思ふ由あり、其ハ、垂仁紀の一書ニ、倭大神、著穗積臣、遠祖、大水口、宿禰而、誨之曰、大初之時期曰、天照大神、悉治、天原皇御孫尊、專治葦原、中國之八十魂神、我親治、大地、官とあり、是ハ、何まゝの神等ニ坐々り、む、定まらぬ、八十魂神とハ、式不載奉まゝ、三千餘座の内ニ、存坐むるハ、疑ひ

あ、其より後、欽明紀に恒以天地社稷百八十神、春夏
秋冬祭拜爲事、とあるを思ふ、此御世の程をやく、百
神をりも加たり、是より往々加奉り、奈良朝に至りて
は、もやく三千の數より少りうざり、とおぼしきを、
出雲國百八十七座の式内の神社も、天平五年に撰ぶ、
風土記にハ、僅に三座不足あり、他國も准知べし、續
紀天平九年の詔に、能起風雨爲國家有驗神、未預幣帛
者、悉入供幣之例と見ゆ、其後頒幣の例に預たり、是
は彼見ゆ、全式に載たり、數不定たり、文徳天皇天

安前後の事あり、然ハ三代實錄、元慶元年九月、紀
分遣中臣齋部兩氏、入於五畿七道、諸國班幣境内、天
神地祇、三千一百三十二神、縁供奉、大嘗會也、とあり、是
を列して、神名式に記せしむ、世に式内社と稱せり、按
ふ古、神社帳、又神名帳と云書あり、三代實錄、貞觀五年
九月、條に、勘解由使、起請二條、其一曰、神社帳、准官舎帳、
勘了之日、令移式部省、云々、此外政事要略五十四、同五
十七等、亦も、神社帳と云、見ゆ、程ど、神名を書集た
る書、とも聞ゆ、決て、神戸神稅等を記せし書、亦や

有り多む、四時祭式、社三百七十五所、座別、繩三尺云々、並見神名帳とありも、社毎に供する祭具等を記せし書名ありと云、今昔物語十九、陸奥守トシ、平維叙ト云者有ケリ、貞盛朝臣ノ子也、任國ニ始テ下テ、神拜ト云フ事ト、國ノ内ノ所カノ社ニ參リ行ル云、守此ヲ聞テ、極テ不便也ケル事カ、神ノ御錯ニハ非シ物ヲ、此ノ神本ノ如ク崇メ奉ラム云テ、其ニ暫ク留テ藪切り揮ハシテ、其ノ郡ニ仰マテ、忽ニ社ヲ大キニ造ラセ、朔幣ニ參リ、神名帳ニ入レ奉リ、とあり、是即國毎

ふ、古神社を集めて書みて、今も是彼遺れる國有り、是真の神名帳ありべし、然るを式の九卷十卷を、神名帳と云ふも、卜部兼俱り、神名帳頭注をなす、世に然呼ぶらへり、ハ誤ふも、神名式と稱す、此式不載たる神社ハ、國の大小に隨ひ、其數も等しかり、山城に一百廿二座、大和に二百八十六座、河内に一百十三座、伊勢に二百五十三座、尾張に一百二十一座、近江に一百五十五座、とあり、同大國あり、紀伊に三十一座、美濃に三十九座とあり、並國ありて甚しき不同あり

すや又小國ふも伊豆ふ九十二座、壹岐ふ廿四座、對馬
ふ二十九座とあるを、大國ふが薩摩ふ二座、安藝ふ
三座、肥後肥前日向ふ各四座とあり、何故ふかくる不
同をバ、定おきとむ、つゞく其由を推量する、持統文武
の間、律令を撰をり、免修ひし程まど、舊社を記し、奏べ
きの詔の下、とむふ、當時の國司等の中ふ、古ふ心ふま
人ハ、等閑ふ其二三座を記し、奏し、却しと察し、又努て
古ふ心を用ひし官人も、祭神をま傳書、何れをりたる、
即伊豆阿波能登等の、神名を見るべし、かゝるを私意

を以て、舊社を埋たる官人も、末代神の罪人たるは、
古語拾遺ふ、至大寶年中、初有記文神祇之簿、猶無明案、
望秩之禮未制、其式、至天平年中、勅造神帳、中臣專權任
意、取捨有由者、小祀皆列、无縁者、大社猶廢云々、爰ふ專
權と何れを、清曆を指せらるべし、无縁者、大社猶廢
として、其世の情態ふハ能叶きと、其も右ふ云、る如く、持
統文武の御世の、國司らの所爲ふりて、清曆ハ關り
ず、惣て此拾遺ハ、中臣の專權を憤り論むる處、頗事實
ふ過り、扱又神祇官ふおいて、毎年二月四日祈年の

大祭行なれしハ、天武天皇四年二月よをいほるよし、
公事根源ふ記せしこと、其御世の其年の二月、紀ふ見色
後、同年正月、紀ふ祭幣諸社とありを誤たりしや、是よ
り先ふ祈年の祭祀とおぼしは、史ふ往々見色と紀
ど、其事と慥ふ記せらハ、天智天皇九年三月、紀ふ於山
御井傍敷諸神座、而班幣帛、中臣金連宣祝詞とあり、是
く御井とハ、近江國の今の三井寺の地あり、近江朝ふ
此地ふ神祇官を置けりしや、其後天武天皇十年正
月、持統天皇四年正月、同八年三月等ふ、班幣の祭を見

色と紀と、二月四日ふ定けりしハ、其より後あり類聚
國史祈年祭條ふ、延暦十七年九月癸丑、定可奉祈年幣
帛神社、先是諸國祝等、毎年入京各受幣帛、而道路僻遠
往還多艱、今便用當國物云々、字書ふ年、禾熟之名とあ
るを、祈年とハ其年の豐熟を祈るるより、式ふ載たり。
三千一百廿二座の中、七百廿七座ハ神祇官ふて祭り、
二千三百九十五座ハ國司の祭る處、四時祭式祈年
祭條ふ、致齋之日、平明奠幣物、於齋院案上并案下所司
幣薦掃部寮、設座於内外、諸祭設神祇官人率御巫等入

自中門就西廳座東面北上大臣以下入自北門就北廳
座大臣南面參議以上就廳東座西面王大夫就廳西座東面御巫就廳下座群官入
自南門就南廳座北面東上神部引祝部等入立於西廳
之南庭既而神祇官人降就廳前座大臣以下及諸司共
降就廳前座中臣進就座宣祝詞每一段畢祝部稱唯宣
訖中臣退出大臣以下諸司拍手兩段不稱唯然後皆還
本座伯命云奉班幣帛史稱唯忌部二人進夾案立史以
官次唱御巫及社祝祝稱唯進忌部頒幣帛畢大神宮幣帛者置別
素上差便進之史還座申頒幣訖諸司退出月次祭儀准此又西宮記の

祈年祭條又平且上卿著神祇官北門在門中東腋西面王大夫在門外
記在西腋史生在前西腋大臣座東腋參議以上座上卿著廳座大臣入自南面納言參
議東一間入自異角南西兼置式爲王大夫著西第一間東面入上卿
召召使音二稱唯參立上卿云式乃省乎刀祢奉入止宣戶
召使稱唯出召輔率群官北面東上五入著入自南門御
巫座西廳前牽御馬十一疋兼繫猪雞神部祝入立西廳南庭神
祇官降居兩儀居初上數薦中臣進宣祝詞十段度別稱唯中臣出上
卿以下拍手段祝還座伯命史令班幣史二人執簡唱社
名忌部二人立案下史申頒幣訖次自上退云々志の外北山抄

江次第等大同少異爰略より原書を併見すべ
一又國幣ニ預る神社ニ四時祭式ニ國司長官以下准
例散齋三日致齋一日共會祭之祭日并班幣儀其幣皆
用正稅云々以上祈年の祭奠ともの其大躰あり猶式
社ハ大小の差あり名神あり鉞鞞の祭具あり是ら
委く云まほれど爰ハ用まるハ省キて別書ニ記
すハ神祇官の長官をバ上代齋人ト云ひを何
程より此職名ハ失ひる也然レ云ひ例ニ綏靖紀ニ神
八井耳命ハ懋然ハ自服讓於神停名川耳尊曰云々吾當爲

汝輔之奉典神祇者トあり古事記の此御篇ニ汝命
爲上治天下僕扶汝命爲忌人而仕奉也トあり忌人ト
後ハ伯ハ不當きり職員令ハ神祇官伯一人掌神祇祭祀
祝部神戶名籍大嘗鎮魂御巫ト兆惣判官事餘長官判
事准此大副一人掌同伯餘次官不注職掌者掌同長官
少副一人掌同大副大祐一人掌糾判官内審署文案勾
誓失知宿直餘判官准此少祐一人掌同大祐大史一人
掌受事上抄勅署文案檢出誓失讀申公文餘主典准此
少史一人掌同大史神部三十人卜部二十人使部三十

人直丁二人とあり、此長官を伯と云、ハ、周禮ハ、大宗伯と云、官何、其職掌を同書ハ、惟王建國、辨方正位、體國經野、設官分職、以爲民極、乃立春官、宗伯、使師其屬、而掌邦禮、以佐王、和邦國、と何、宗伯を略、たる名、又唐六典ハ、禮部尚書と云、職何、注ハ、龍朔二年、改爲司禮、大常伯と記、唐書百官志ハ、大常寺卿一人云、掌禮樂郊廟社稷之事とあり、大常寺ハ、大常伯の事、かある事、あどを以て、作當たる、あめ、和名抄ハ、此伯を加徴とよめ、お、あ、つ、の例ハ、あ、と、上、出

セ、イハ、七、ト、訓、ほ、く、む、神代紀ハ、天兒屋命、主神事之宗源者也、故、俾、以大占之、ト、事、奉、仕、焉、とあり、ハ、神祇伯ハ、此事の書ハ、見、區、た、ハ、繼體天皇元年、紀ハ、立、手、白、香、皇、女、爲、皇、后、遣、神、祇、伯、等、敬、祭、神、祇、求、天皇、息、答、民、望、云、々、欽、明、天、皇、十、六、年、紀、ハ、天、皇、命、神、祇、伯、敬、受、策、於、神、祇、云、々、あ、ど、何、と、其、姓、名、逸、て、傳、た、ハ、按、ハ、神、代、の、古、事、を、以、て、中、臣、氏、ハ、や、任、た、ハ、皇、極、天、皇、三、年、紀、ハ、以、中、臣、鎌、子、連、拜、神、祇、伯、持、統、天、皇、五、年、紀、ハ、神、祇、伯、中、臣、朝、臣、大、嶋、讀、天、神、壽、詞、續、紀、和、銅、元

年三月條小以從四位上中臣意美麿爲神祇伯と見也
猶中臣氏の伯小任たる往々見也又他氏を以て伯
小任たる例ハ三代實錄貞觀十年二月條小以山城守
從四位上高階真人岑雄爲神祇伯同天平十三年七月
條小從四位上勳十二等巨勢朝臣奈氏麻呂爲左大辨
兼神祇伯續後紀養和十年二月條小從四位上橘朝臣
氏人爲神祇伯三代實錄貞觀九年二月條小以從四位
下行山城權守在原朝臣善洲爲神祇伯續紀天平寶字
元年六月條小以從三位石川朝臣年足爲神祇伯同六

年十二月條小以御史大夫正三位文室真人淨三爲神
祇伯古語拾遺小至于難波長柄豐前朝白鳳四年以小
華下諱齋部本首作賀斯カ拜神官頭今神祇伯也あど見るべし
故小職原抄神祇伯條小昔者諸氏混任或又大中臣氏
任之中古以來花山院御子彈正尹清仁親王後胤相續
他人不任之彼流四五品之時給源姓雖任中少將任伯
之日復于王氏是近例也とあり清仁親王ハ花山天皇
の御長男小了彈正尹小任し長元三年七月六日薨終
ふ日本紀畧小不見る也なり今紹運錄及新編系譜等小

徴て、三五代を出づ

花山天皇

諱師貞冷泉天皇之皇子永觀十年即位寛弘五年崩御壽四十一

清仁親王

彈正尹御母若狹守平祐之女

延信王

從四位上神祇伯侍從

康資王

神祇伯右京權大夫

源顯康

從五位下安藝權守

顯廣王

正四位下神祇伯

仲資王

太皇太后宮權大夫兵部卿正三位神祇伯

業資王

從三位神祇伯

源資光

從四位下侍從

資邦王

從三位神祇伯

業顯王

從二位神祇伯

右延信王の流を白川と稱し、源氏を賜ち、伯子任ちる日ハ、源氏を止て、某王と稱ま、又、他、小例を聞かず、王とハ皇親の稱ふて、六七代を俟ず、姓を賜ひて王号

○官故

○元

此圖西門まきを疑ちし、右ふ引り、神名式ふ、櫛石
窓神達の古注ふ、四面門各一座とあり、ふ符ず、扱又神
祇官を齋院ををどめ圖の如く嚴め、く、造整たり、
を、崇徳天皇大治二年二月十四日、神祇官以下八神殿、
并内外院門垣等焼込と、百練抄ふ記し、其後猶元のお
とく造り、遷座ゆし、を、高倉天皇安元三年四月廿
八日の火災ふ、御正體焼亡と、玉海ふ記せり、此事を本
居氏の玉勝間ふ、此火を樋口富小路より、出たるとし
あり、さる神祇官を、大炊御門の南、大宮の西ふて、大炊

御門ハ、今竹屋町と云筋あり、但、失火の處より、ハ、ちり
りふけり、まき、御正體ハ、いふ、やすく取出し奉る
べきわざあり、ふ、焼亡終ひぬ、いふ、あり、ちり、い
とも、ハ、あはち、く、か、あ、と云、ち、如く、實ふ天を仰
ぎ、地ふ伏し歎ても、盡せ、次口を、業、く、是國難
を釀し、前表ふも有べし、按ふ我國躰の胸骨とも、櫛べ
き、神祇官も、武家執政の世とあり、て、ハ、朝威と共ふ陵
夷、は、伯職も人を撰む、其家ふ傳へ、官員も更ふ
も云、物、事減た、を、然ハ、云、北條數代を経ても、

猶わつづく元の姿を失^ぎげりむ、足利尊氏が、勢を神祇
官に集^たる事、太平記に見^えたるを、併^せ思ふべし、其後
應仁の兵火に罹^り形もあ^らず、つゞを、文明十六年
卜部兼俱卿吉田山の神樂岡に、遷奉^りと、長興日記
に記し、又天正十八年四月十八日、卜部兼右卿私に神
樂岡に遷奉^りと、大嘗會具釋に記せり、其をい^はふ
ゆ^ゑ、足利數代の間、何^れにぬ^れたふ、あり果^つを顧^みず、豊
公に及び^び、未^だ再興^し暇^なく、征韓中^に、薨^じひ、徳川氏
代りて、兵權を執^りと云^ふども、足利の流弊を受け、二百六

十年來、猶元の儘に打措き、近頃ま^だ二條城北あり、諸
司代屋敷ぞ、在昔神祇官の跡ありと、うち聞^こも淺
ま^らず、胸塞^ふを、明治元年御改制の^と世とあり
て、御親^{ミツカ}萬機に臨^み、何^れをい^はおき、神祇官御建築
の宣下^りりて、學修院を官代と定^ませ、其官人を任^じ
ふ、爰を以て七百年の昔に復^たると、天下億兆をト
め^て、愁眉を開^き歡^びあり、豈計^んや、明治四年
八月八日、諸官の棟梁たる神祇官を、神祇省に下^し
ひ、同五年三月十四日、教部省と改^めせ、同十年一月廿

三日又廢^シ終^ニ神祇不關^ルの事^ヲ式部寮と内務省と
不附^ラ終^ル由^ニあり、今も其名のとも残らざらば、何^レ
す悲^シき業^ナあらざるや、抑國初以來聞^クず、不胸^ウち騷^ル
終^ル事^ノ、あき^ニあり、あ^ラざる中^ニ昔、蘇我馬子の逆
臣、厩戸皇子と心を通^シ、畏^ルも崇峻天皇を弑^シ奉^リ、是
世の一大變あり、次^ニ北條泰時三皇を三嶋へ遷^レ奉^リ、
北條高時も後醍醐天皇を、北海へ遷^レ奉^リ、是亦一大變
あり、方今神代以來の神祇官を廢^シ、神國の名義を貶
し終^ルも、又一大變あり、とハ、云^ヒがた^ニ古語^ニ絶^テた

るを繼^ギ、廢^ミきたるをおこすと云^ハ、あ^ラを聞^ク、此
聖代^ニありて絶^テざ^リを廢^シ終^ルふハ、深^キ遠^キ也^ト名^トよ
しぞ何^レつ^レむ、其^レを學^ビ淺^ク才^ナ少^キ年^ヲ治^ラグ管^見
ふハ、懸^テも窺^ヒ志^スべきよ何^レざる何^レあり^ト云^ハ

明治十一年五月

官故 畢

百九

四十一

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the number '四十一'.

友叔改

清一守古人の大におめの隠きおろし
改子とを一改ふ程出給ひまより古事学
ひの書おれは書きしとてこの行わしぬ隈
好く来つる心も嬉しくおむし一歳業
年あそびみんを頼り神祇の古本の真
度よ心も人の味もさう阿の口も

官故跋

一。

思ふに稲むらり後田若人の風のよ
きき神代より中昔に在りての現
るにやつらりてを何れかの書に
しにやむま出冊を強くれる書に
いそ世の人を母あはれ神く見せま
り神は侍まらんといふその目ふん
まきちりていふと親ま限りおほ
ひ

相傳りねるまにめ世府下の神道
中書院の文庫と神の書と傳りま
りてんころく云ふを傳りて
何れぬまにあれと書つて
系の子に事りねる代に侍りて
摩の三社も彼官よかへ書るるに
まもつていふくえく大社も
まの美枝

此は孫輝俊是の書の功も亦ふあり
それ亦まゝと難波の礎たりとみよる
これ若くは孫の原の友毛のついでと
まゝなりとおもふは後より記すに
明治十二年七月廿七日

座摩神社祠友重

権少教正渡邊資政

明治十二年七月三十日御届
同 九月 出版

編輯人

堺縣下平民

敷田 年 治

河内國第三大區一小區茨田郡
門真四番村百番地

出版人

大阪府下平民

松田 正 助

西區京町堀上通三丁目廿六番地

